

岩手県県土整備部優良建設関連業務表彰要領

(目的)

第1 この要領は、県土整備部又は広域振興局土木部が発注した建設関連業務（「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年12月23日岩手県告示第1328号）」第2条に掲げる建設関連業務をいう。以下同じ。）を優秀な成績で完了した受注者及びその業務を担当した技術者等を表彰することにより、建設関連業務の技術の向上による公共工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(表彰の区分)

第2 表彰は、次に掲げる区分とする。

(1) 優良建設関連業務表彰

- ア 測量
- イ 建築関係建設コンサルタント
- ウ 土木関係建設コンサルタント
- エ 地質調査
- オ 補償関係コンサルタント

(2) 優良技術者表彰

前号に掲げる優良建設関連業務を担当した管理技術者等（（測量作業及び地盤調査に関する業務の場合は「主任技術者」、用地調査等に関する業務の場合は「主任担当者」をいう。）以下同じ。）

(表彰の対象)

第3 第2(1)の優良建設関連業務表彰の対象は、表彰の前年度に完了した建設関連業務について、次の各号の全てに該当するもののうち、成績が優秀な受注者について行う。

(1) 委託業務成績評定要領（平成15年3月26日付け建技第573号）（以下「評定要領」という。）

に基づき成績評定を行った業務

(2) 評定要領に基づく成績評定の「項目別評定点」において、「業務評定」項目の総合評定点及び配置した技術者における「技術者評定」項目の総合評定点が優秀な成績であると認められる業務

(3) 県内に本店又は営業所（「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成20年7月1日岩手県告示第504号）」4(4)に掲げる営業所をいう。）を有する受注者

2 第2(2)の優良技術者表彰は、前項に掲げる優良建設関連業務表彰の管理技術者等について行う。

(欠格事項)

第4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設関連業務については、表彰の対象としない。

- (1) 受注者が表彰の前年度又は当該年度の表彰日の前日までに、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建技第141号）に基づく指名停止又は文書警告を受けた場合
 - (2) 評定要領に基づく成績評定の「項目別評定点」において、「業務執行に係る過失に伴う減点」、「事故等による減点」又は「瑕疵修補又は損害賠償による減点」項目の評定を受けた業務
 - (3) その他、受注者に表彰の対象としてふさわしくない行為があった場合
- 2 設計共同体の構成員に前項各号のいずれかに該当する者がある場合、その設計共同体は表彰の対象としない。

(表彰候補の選定)

第5 第3第1項の優良建設関連業務表彰の表彰候補は、別に定める選定基準等により建設関連業務発注件数（表彰の前年度に完了し成績評定を行った建設関連業務の件数をいう。）全体の5%程度の件数（ただし、概ね30件を上限とする。）を選定する。

- 2 第3第2項の優良技術者表彰の表彰候補は、前項により選定した優良建設関連業務表彰を担当した管理技術者等を選定する。
- 3 前各項の選定にあたり、建設技術振興課総括課長は、別に定める選定基準等により優良建設関連業務表彰候補一覧表（様式第1号）を作成するものとする。

(表彰委員会)

第6 表彰の対象となる建設関連業務及び管理技術者等の選定を行うため、県土整備部優良建設関連業務表彰委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 建設技術振興課総括課長は、第5第3項により作成した一覧表をもって委員会に諮るものとする。
- 3 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。
- 4 委員がやむを得ない理由のため委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(表彰の決定)

第7 県土整備部長は、委員会によって選定されたものの中から被表彰者を決定するものとする。

- 2 県土整備部長は、前項の決定を行ったときは、様式第2号により被表彰者に通知する。

(表彰の方法)

第8 表彰は、県土整備部優良建設関連業務表彰式において、賞状を授与して行う。

- 2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。
- 3 第1項の規定による賞状は、様式第3号のとおりとする。

(表彰の取消し)

第9 県土整備部長は、この要領により表彰された優良建設関連業務において、後日、成果物に関して瑕疵の修補又は損害賠償請求が実施されたときその他表彰の対象としてふさわしくないことが明らかとなったときは、当該被表彰者の優良建設関連業務表彰を取り消すものとする。

- 2 前項の規定は、優良技術者表彰も同様とする。

(表彰の時期)

第10 表彰は毎年度1回行う。ただし特別な理由があるときはこの限りでない。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

- 2 この要領による事務は、建設技術振興課が所掌する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から実施する。

この要領は、平成28年8月3日から実施する。

この要領は、平成29年9月14日から実施する。

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

別表 岩手県県土整備部優良建設関連業務表彰委員会

構 成	所 属	備 考
委員長	河川港湾担当技監	
副委員長	道路都市担当技監	
委員	道路建設課総括課長	
	道路環境課総括課長	
	河川課総括課長	
	砂防災害課総括課長	
	都市計画課総括課長	
	下水環境課総括課長	
	建築住宅課総括課長	
	港湾課総括課長	
	県土整備企画室空港管理課長	
	県土整備企画室用地課長	
建設技術振興課総括課長		
事務局	建設技術振興課	